

令和 7 年

第 1 回飯舘村議会臨時会会議録

自 令和 7 年 1 月 7 日
至 令和 7 年 1 月 7 日

飯 舘 村 議 会

令和 7 年第 1 回飯舘村議会臨時会会期日程

(会期 1 日間)

日 次	月 日	曜	区 分	開会時刻	日 程
第 1 日	1 . 7	火	本会議	午前11時00分	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 議案審議 閉 会

令和 7 年 1 月 7 日

令和 7 年第 1 回飯舘村議会臨時会会議録（第 1 号）

令和7年第1回飯舘村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	令和7年1月7日（火曜日）					
招 集 場 所	飯舘村役場 議会議場					
開閉会の日	開会	令和7年1月7日 午前11時00分				
時及び宣告	閉会	令和7年1月7日 午前11時30分				
忘（不） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	飯 畑 秀 夫	○	2	花 井 茂	○
	3	横 山 秀 人	○	4	佐 藤 眞 弘	○
	5	佐 藤 一 郎	○	6	渡 邊 計	○
	7	菅 野 新 一	○	8	佐 藤 八 郎	○
	9	佐 藤 健 太	○	10	高 橋 孝 雄	○
署名議員	5番 佐 藤 一 郎		6番 渡 邊 計			
職務出席者	事務局長 志賀春美		書記 伊藤博樹		書記 大橋未来	
地方自治法の 第121条の1 規定により 説明した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村 長	杉 岡 誠	○	副 村 長		
	総 務 課 長	村 山 宏 行	○	村 推 進 課 長	佐 藤 正 幸	○
	住 民 課 長	荒 真一郎	○	健康福祉課長	石 井 秀 徳	○
	産業振興課長	三 瓶 真	○	建設 課 長	高 橋 栄 二	○
	教 育 課 長	高 橋 政 彦	○	生涯学習課長	山 田 敬 行	○
	会 計 管 理 者	庄 司 稔	○	農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	三 瓶 真	○
	選挙管理委員会 書 記 長	村 山 宏 行	○	農 業 委 員 会 長 農 会	原 田 直 志	△
	代表監査委員	高 野 孝 一	△	選挙管理委員会 委 員 会 長	伊 東 利	○
議 事 日 程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和7年1月7日（火）午前11時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 発議第1号 飯舘村長に対する問責決議（案）
- 日程第 5 議案第1号 副村長の選任について

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（高橋孝雄君） ただいまの出席議員10名。定足数に達しておりますので、これから令和7年第1回飯舘村議会臨時会を開会します。

（午前11時00分）

◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（志賀春美君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、人事案件1件であります。

次に、閉会中の特別委員会の活動状況であります。令和6年12月13日、広報編集特別委員会が広報編集のため開かれております。

次に、議会全員協議会が令和6年12月20日に開催されております。

次に、議会運営委員会が本日、本臨時会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣の状況についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、令和6年12月分の例月出納検査の結果並びに令和6年度定期監査の結果について議長に報告されております。

次に、令和6年発委第3号について、復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣宛て意見書を送付しております。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、5番 佐藤一郎君、6番 渡邊 計君を指名します。

◎日程第2、会期の決定

議長（高橋孝雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（高橋孝雄君） 日程第3、村長提出の議案第1号を上程し、村長の提案理由の説明を求

めます。

村長(杉岡 誠君) 本日ここに令和7年第1回飯舘村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会は、副村長の選任についてご承認いただきたく招集したものです。

それでは、提出いたしました議案についてご説明いたします。

議案第1号は、副村長の選任についてです。これは、飯舘村草野字壁地内110番地の5の中川喜昭君を飯舘村副村長に選任したいので、その同意を求めるものです。

以上が、提出いたしました議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長(高橋孝雄君) 議案調査のため休憩します。再開は11時20分といたします。

(午前11時04分)

◎再開の宣告

議長(高橋孝雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時20分)

◎日程第4、発議第1号 飯舘村長に対する問責決議(案)

議長(高橋孝雄君) 日程第4、発議第1号飯舘村長に対する問責決議(案)についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番(佐藤健太君) ただいま議題となりました発議第1号飯舘村長に対する問責決議(案)について、地方自治法第112条及び飯舘村議会会議規則第14条の規定に基づき、朗読をもって提案いたします。

飯舘村長に対する問責決議(案)。

このたびの副村長の辞職は、これまで村政執行において歩みを止めることなく邁進してきた本村にとって、村民はもとより、議会、職員、関係各般等に大きな混乱を招いている。議会としても復興創生の真ただ中の中の本村において、副村長の任期途中での辞職は誠に遺憾であります。

さらには、1年近くも教育長を欠いた教育行政の執行体制を据置きにしていること、また道の駅の駅長の任命の遅れは看過できず、村民への説明も十分であったとは言えない状況を踏まえ、本議会は、副村長が辞任に至った経緯について慎重に検討した結果、以下の理由に基づき、全議員の総意をもって村長に対して厳重に問責の意を表明するものである。

1、意思疎通の不足。

副村長の辞任理由として、村長と副村長の間で意思疎通が十分に図られていなかったことが指摘されている。このことは、村政の円滑な運営に不可欠である協力体制が欠如していることを示しており、村長のリーダーシップに重大な問題があると言わざるを得ない。

2、村政への影響。

副村長は村政運営の中心的役割を担う重要な職であり、その辞任は村政全体に不安と混乱を招き、村民の信頼を損なう結果を引き起こした。

これは、村長の管理能力及び責任感の不足を露呈している。

3、説明責任の欠如。

副村長の辞任に至るまでの経緯について、村長は議会に対して確実性に欠ける不確定な説明を行い、議会及び村民に混乱を生じさせた。

これは、公職者としての説明責任に欠ける行為である。

よって本議会は村長に対し、以下2点を強く求める。

1、村政運営における意思疎通の不足を反省し、全ての職員と合意できる職場環境づくりと再発防止に向けた改善を求める。

2、村政の混乱を早期に収束させ、議会、住民の信頼を回復するための具体的な行動を取ることを求める。

本議会は、村長の責任を厳しく追及するとともに、今後の村政運営において同様の問題が繰り返されることのないよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和7年1月7日

飯舘村議会

以上であります。

議長（高橋孝雄君） これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

佐藤健太君、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号飯舘村長に対する問責決議（案）の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本決議案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（高橋孝雄君） 賛成多数でございます。ただいまの起立者は9人です。座ってください。

したがって、飯舘村長に対する問責決議（案）は可決されました。

◎日程第5、議案第1号 副村長の選任について

議長（高橋孝雄君） 日程第5、議案第1号副村長の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

1番（飯畑秀夫君） 議案第1号副村長の選任について、反対の立場でいたします。

反対の理由として、まず初めに、中川氏の人物そのものについて反対するものではありません。ここでは、これまでの体制上の問題と反対討論であるということをまずお伝えを

しておきます。

杉岡村長が4年の任期を終えて、再び村長選挙に立候補し、当選いたしました。それも杉岡村長の力だけでなく、高橋副村長とセットでの評価をした村民が大勢いました。2期目に向けて、現役場職員を退職した2人の経歴、杉岡村長と高橋副村長に期待する声が数多くありました。提案の理由をお聞きしましたが、飯舘村村民にどのようなメリットがあるのか、また飯舘村がどのように変わっていくのか、残念ながら見えませんでした。そのことから、この人事案件については賛成をすることはできません。

ただ、ここで申し上げておきます。行政と議会は車で例えるとよく両輪と言われております。片方が逆の方向に向かうのであれば、議員としては、時にはブレーキを踏まなければならないと考えております。

以上であります。

議長（高橋孝雄君） 飯舘議員、自席に戻ってください。

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（高橋孝雄君） 起立多数です。よって、本案は同意することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（高橋孝雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第1回飯舘村議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時30分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年1月7日

飯 舘 村 議 会 議 長 高橋 孝雄

同 会議録署名議員 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 渡邊 計